

第24回 特定個人情報保護評価「第三者点検」 議事録

日 時	令和8年5月7日（木）14:00～14:40
項 目	国民健康保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価について（公開審議）
出 席 者	審査会委員 時枝会長、姜委員、川島委員、神原委員、重永委員 保健福祉局総務部保険年金課 世利部長、伊原課長、井上係長、石井主任
事 務 局	総務市民局総務部文書館 阪本館長、檜山係長、林主査
傍 聴 人	0人
内 容	

○諮問庁説明

（保険年金課）

お手元の資料に基づき、「国民健康保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価」についてご説明申し上げます。

国民健康保険システムは、「地方公共団体 情報システムの標準化に関する法律」に基づき、現行の国民健康保険システムを国の標準に準拠したシステムへ移行することとなりました。

「地方公共団体情報システムの標準化」にあたっては、「クラウドの利用を基本とすること」となっているため、新しい国民健康保険システムは当市がクラウド上に整備した「北九州市クラウド共通基盤」に構築いたします。

特定個人情報保護評価書については、特定個人情報保護ファイルを新たに保有、あるいはその取扱いに重要な変更を行う際に評価・再評価を行うこととなっております。

今回、国民健康保険に関する事務システムの更新に伴い、特定個人情報保護ファイルの保存場所を「北九州独自の北九州市システム共通基盤」からAmazonが提供するクラウド上に構築した「北九州市クラウド共通基盤」へと移行することが、重要な変更にあたるため、特定個人情報保護評価書の再評価をお願いするものです。

お願いにあたり、本来であれば、新しい国民健康保険システムに実際のデータを使ってテストを開始する前に審査をいただいたうえで切替にむけた作業を行うべきところですが、本評価書の提出が本番稼働の当日となりましたことについて、ご説明させていただきます。

当初、これまで使用していたシステムの開発ベンダーのパッケージにおいて、標準化対応を模索しておりましたが、当該ベンダーが開発を断念したため、新たな移行先となるパッケージの選定を余儀なくされました。

検討の結果、移行先のパッケージについては、国保中央会が提供する「市町村事務処理標準システム（標準準拠版）」とすることにいたしました。

本年8月の稼働開始に向けて準備を進めておりましたが、「子ども・子育て支援金に係る法改正」により、国民健康保険料に子ども子育て支援金を上乗せして徴収する方法となり、賦課の開始が令和8年度からとなったため、稼働開始時期を本年8月から3ヶ月早め、本年5月初旬としたところです。

稼働開始前に特定個人情報保護評価書の再評価を審査していただくため、準備を進めておりましたが、「子ども・子育て支援金に係る法改正」等に伴う国による標準仕様書の度重

なる変更を受けて、パッケージの開発に大幅な遅れが生じ、加えて、標準化によって、現行システムよりも機能が絞り込まれる中で、業務適合性の検証にも時間を要したところです。

「子ども・子育て支援金に係る法改正」に伴う標準仕様書が確定したのが本年1月末であり、その後移行先のパッケージの対応版がリリースされたのが4月というなか、先ほどもご説明しましたが、子ども子育て支援金の算定作業のスケジュール上、予定を3ヶ月早めて5月初旬に本番稼働をしなければならない必要もあったため、結果として、評価手続が本番稼働日までずれこんでしまったところです。

パブリックコメントにつきましては、本日が受付最終日となっております。現時点において、住民からの質問や意見は寄せられておりません。仮に本日中に意見が提出された場合には、速やかにその内容を精査し、評価書への反映が必要な事項であれば、改めて委員の皆様へご報告申し上げる所存でございます。

それでは、今回の変更についてご説明させていただきます。本日、机上配布をしました、新旧の国民健康保険システムを比較したフロー図をご覧ください。

左側がこれまで使用していた従来のシステム、右側が今回導入をする新しい国民健康保険システムです。変更となっている個所は、これまで中央にあった「国民健康保険システム」が、新システムでは「北九州市クラウド共通基盤」と「国民健康保険システム（市町村事務処理標準システム）」になったところです。

これまでの「国民健康保険システム」は、赤枠の下にある北九州市独自の「共通基盤システム」の中で稼働していました。

国の方針では、自治体システムの標準化に伴い、標準システムはクラウドでの運用を基本とするとされたことから、北九州市では新たにAmazonのアマゾンウェブサービス(AWS)というクラウドサービスを活用して「北九州市クラウド共通基盤」を整備するとしたところです。

新たに整備する市町村事務処理標準システムの「国民健康保険システム」は、この「北九州市クラウド共通基盤」の中で稼働いたします。これに伴い、これまで独自の「共通基盤システム」の中にあった国民健康保険システムのデータが、アマゾンウェブサービスに構築した「北九州市クラウド共通基盤」へと移行することが、今回の変更となります。

評価書の巻末に、「別添3 変更箇所」として変更履歴を記載しておりますが、いずれも「北九州市クラウド共通基盤」への移行に伴う変更となっております。

なお、システムの安全管理措置につきましては、アマゾンウェブサービスについてはISMAP(イスマップ)認証を取得し、国からガバメントクラウドを利用する際の選択肢の一つとして正式に認められていることから、厳しいセキュリティ基準をクリアしていると判断しております。

また、「北九州市クラウド共通基盤」については、ネットワーク三層分離の徹底に加え、クラウド基盤における特権IDの厳格な管理、データの暗号化、および詳細なアクセスログの記録といった技術的安全管理措置を講じております。標準化により機能は整理されますが、特定個人情報の保護水準については、従前と変わらない強度を確保しております。

以上、極めてタイトなスケジュールでの実施となっておりますが、適正な運用に万全を期していくこととしておりますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○質疑応答

- (審査会委員) ご説明ありがとうございました。2点ほど質問があります。
まず、国の方針としてクラウド移行を推奨しているとのことですが、具体的にどのような指導や方針が出されたのでしょうか。2点目ですが、ISMAP認証をとっている国の推奨しているベンダーの中で、アマゾンウェブサービスを選定した理由について教えてください。
- (保険年金課) 1点目のクラウド移行の方針についてです。国民健康保険だけでなく、全部で20の業務が標準化の対象となっており、本市においては国民健康保険がほぼトップバッターで適用される状況です。
2点目のAWSの選定理由についてです。本市の方針として「北九州市クラウド共通基盤」という大きな箱を整備し、20業務のうち移行可能なものはここに集約する方針を決めました。各部署がバラバラのクラウドを選ぶと、それぞれがクラウドに精通しなければならず非効率だからです。共通基盤として集約することで、セキュリティの専門知識を持つ人員を配置し、安全性を高める狙いがあります。
クラウド共通基盤の中で、AWSを選定した理由ですが、令和5年頃から国の方が先行して実証実験を行っておりました。その際に、各市町村が選定したのがAWSということもあり、国や自治体間での導入知見やノウハウが集積されており、セキュリティの担保としても有効だろうということで、北九州市としてAWSを使おうということになっております。
- (審査会委員) 従来のシステムでは「廃棄証明書」を設置することになっていましたが、新しいクラウド基盤では「NIST 800-88」や「ISO/IEC 27001」などの基準が並んでおり、従来のような物理破壊したという証明書ではないようです。この違いはどうなっていますでしょうか。
- (保険年金課) 既存のシステムは市が導入したハードウェア内にデータがあるため、ハードウェアを物理的に破壊すればデータを破壊できました。
しかしクラウドの場合、物理的なストレージは多くの利用者が共有しています。そのため、使い終わったからといって物理的に破壊することができません。その対策として、アメリカ国立標準技術研究所によるガイドラインで世界的な基準となっている「NIST 800-88」等に基づき、適切なデータパターンによる上書き処理等を行い、すべてのデータを復元不可能な状態にします。物理的な機器を持っているか、一部を借りているかの違いにより、データの消去方法が変更になっています。
- (審査会委員) その場合「廃棄証明書」は出ないということでしょうか。
- (保険年金課) はい、物理的な廃棄証明書は出ません。データの削除作業自体は私たちが操作として行いますが、その後の「再利用しても見えなくなりました」という証明書はクラウドサービスの特性上発行されません。私たちが確実に削除作業を行うことで対応します。

- (審査会委員) 新システムは本日(5月7日)から稼働しているということによろしいでしょうか。
- (保険年金課) はい、本日から稼働しています。
- (審査会委員) 本来、特定個人情報保護評価の規則では、審査を経てからシステムを動かすという手続き上の流れがありますが、今回のようにパブリックコメントや審査よりも稼働が先行してしまうような事例は、他の自治体でもあるのでしょうか。
- (保険年金課) 他自治体の状況をすべて把握しているわけではありませんが、今回ここまでタイトになった大きな要因は、既存ベンダーが「子ども・子育て支援金」の対応ができないと表明したことにあります。ベンダーを切り替えざるを得なかったという特殊事情が重なりました。もし既存システムが対応できていれば、8月に切り替えるなどの余裕を持てたはずですが、それができなかったことが今回の事態を招きました。他ではあまり多くないケースだと思われます。
- (審査会委員) 「子ども・子育て支援金」の関係で、なぜ5月7日稼働でなければならなかったのですか。5月11日では駄目だったのでしょうか。
- (保険年金課) 6月から市民の皆様国民健康保険料の賦課を開始するため、それ以前にシステムが切り替わっていなければなりません。切り替え作業には最低3日間のシステム停止が必要ですが、窓口業務を休まずに並行作業をすることはできません。3日間の休みが確保できる期間は、このゴールデンウィークしかありませんでした。
実際、5月1日に窓口を閉めた後、夜から2日、3日、4日と移行作業・稼働確認を行い、5日に最終チェックを終えて今朝から一般開放したという状況です。連休を利用するしか選択肢がありませんでした。
11日に延ばしてしまうと、それまでの数日間の窓口受付内容を旧システムから新システムへもう一度打ち込み直す二重作業が発生してしまいます。
- (審査会委員) データ量はどのくらいあるのでしょうか。
- (保険年金課) 本市の人口は約90万人ですが、国保の被保険者は年間平均で17万人、加入・脱退の動きを含めると延べ40万人ほどになります。さらに、病院の窓口負担以外の給付情報、高額療養費、資格管理、そして支援金などの情報を合わせると、データ件数は一千万件を超えます。単純なコピーなら短時間で済みますが、これほど膨大な情報を正確に移行するには数日間を要します。そのため、ゴールデンウィークや年末年始のような長期休暇でないと、現実的に移行は不可能となっております。
- (審査会委員) ベンダーが対応できないと判明したのはいつ頃でしょうか。
- (保険年金課) 支援金制度の導入が令和6年末に決定し、令和8年度から賦課開始という急ぎのスケジュールになりました。通常なら2~3年かかる開発を、突貫工事で進める必要がありました。
- (審査会委員) リスク対策として、AWS側での監査結果の報告ルールや、指摘事項が

あった場合の市への通知はどうなっていますか。

(保険年金課) AWSは、ISMAP認証を受けているため、認証の過程として国が行います。重大な指摘事項があれば公開され、我々にも情報は届きます。軽微なものはクラウド側で修正され、報告までは来ない可能性があります。重大な指摘事項やセキュリティに関わる情報はISMAPの枠組み等を通じて公開・通知される仕組みとなっています。

一方で、北九州市の「クラウド共通基盤」全体については、管理業者が市に対して「AWSを使ってどのような設定・管理を行ったか」を報告するルールが定められています。

(審査会委員) 整理すると、AWSというインフラがあり、それを管理する業者が別について、特別な権限を持った市の職員もアクセスするという体制ですね。

(保険年金課) その通りです。クラウド共通基盤は土台を管理するもので、業者が個別のデータを直接触ることは基本的にはありません。バックアップ等の作業で触れる必要がある場合は、必ず市に報告し、ルールに基づいて行われます。

(審査会委員) もし情報流出やハッキングが発生した場合、誰が対応するのでしょうか。

(保険年金課) 流出を検知した場合、まずは基盤を管理する「DX・AI戦略室」と我々「保険年金課」で即座に情報共有します。その上で、管理業者とともに原因を特定します。

AWSと本市の間は専用線に近い閉域網の形で接続されており、インターネット等の公衆網から論理的に遮断されているため、外部からハッキングされる可能性は極めて低いと考えています。もし流出したとすれば、特定の個人が窓口でどのような操作をしたかといった形跡を追うこととなります。地道に経路を特定し、迅速に情報共有してチェックを行う体制となっております。

(審査会委員) 評価書の中に内部点検と監査の記述があります。外部監査は、誰がどのような内容で行うのでしょうか。

(保険年金課) マイナンバーを取り扱い全項目評価の対象となる業務については、定期的な外部監査が必要です。本市では情報システム監査人などが入り、各個別の業務に問題がないか順次監査を行っています。

(審査会委員) 評価書の内容について、内部点検と外部監査について基礎項目評価書には記載されていますが、全項目評価書には具体的な記載が無いようですが。

(保険年金課) 全項目評価書において、内部点検と外部監査に関する具体的な記載が不足しておりました。クラウド共通基盤との調整も必要ですので、文言の追加等、修正を検討させていただきます。

(審査会委員) 新しいシステムを動かす段階で、「従業員への教育を十分に行っている」とありますが、現時点でどこまで教育ができていますのでしょうか。

(保険年金課) 教育には2種類あります。一つは情報セキュリティ教育で、マイナンバーを取り扱う担当者は、国の特定個人情報保護委員会等が提供するeラ

ーニング研修を全員受講しています。

もう一つはシステム操作ですが、基本的な考え方は旧システムと大きく変わっておりません。従前の知識を応用することで対応可能と考えています。今後も新入職員の受け入れ時などに合わせ、定期的にシステム研修を開催していきます。

(審査会委員) データの保存期間について、年限が定められていないとありますが、法上の保存年限についてはどういう考え方でしょうか。

(保険年金課) データを保存する法的根拠としての期間(時効等)は当然設定しています。それを超えた場合の削除タイミングが、システムの運用上どのようになるかという点についての記述です。管理するデータ項目自体は、標準化後も法制度に基づいたものであり、大きく変わるものではありません。

(審査会委員) パブリックコメントの実施期間が、令和8年4月25日から5月7日本日の14時までとなっています。ほとんどゴールデンウィークにかかっていますが、どう考えますでしょうか。

(保険年金課) おっしゃる通り連休中ではありますが、逆に休みだからこそゆっくり見ていただき、家族で話し合う機会になったのではないかと前向きに捉えております。

(審査会委員) 市役所が閉まっている間に質問があった場合、電話対応などはできなかったのではないのでしょうか。

(保険年金課) はい。ただ、平日の業務日も含まれておりますし、我々職員もシステムの稼働準備のために連休中も出ておりました。メール等による問い合わせについても毎日チェックを行い、すぐに答えられる体制を整えておりました。

(審査会委員) 最後に、データ移行についてです。元のデータをクラウド共通基盤上に移行しますが、実際はコピーして、元の場所にあるものを削除するということですね。どのような体制で削除を行いますでしょうか。

(保険年金課) 移行が完了し、新システムでの稼働に完全に問題がないことを確認した時点で、元のデータセンターにあるデータを削除します。先ほど申し上げた通り、上書き処理等を行い、復元不可能な状態にします。

(審査会委員) ありがとうございます。他に質問がなければ、これで終了いたします。本日はありがとうございました。

意見聴取終了

(審査会委員) 以上を踏まえ、答申書を作成する。